

金融庁における政策評価に関する基本計画

新	旧
<p>7 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項</p> <p><u>金融庁の実施計画の策定及び評価書の作成に当たっては、客観性等を確保し、評価の質を高めるため、学識経験者等の意見を取り入れることとする。</u></p> <p>また、政策評価の実施に当たっては、評価対象となる政策の特性に応じて政策評価の実施に当たり高度な専門性や実践的な知見が必要な場合又は客観性の確保や多様な意見の反映が強く求められる場合には、次のような方法により、必要に応じ学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。</p> <p>(同右)</p>	<p>7 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項</p> <p>(新設)</p> <p>政策評価の実施に当たっては、評価対象となる政策の特性に応じて政策評価の実施に当たり高度な専門性や実践的な知見が必要な場合又は客観性の確保や多様な意見の反映が強く求められる場合には、次のような方法により、必要に応じ学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。</p> <p>学識経験者等からの意見聴取 学識経験者等により構成される研究会等の開催 外部研究機関等の活用 審議会等の活用</p>
<p>8 政策評価の結果の政策への反映に関する事項</p> <p>(同右)</p>	<p>8 政策評価の結果の政策への反映に関する事項</p> <p>(略)</p>
<p>9 インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する事項</p> <p>(同右)</p>	<p>9 インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する事項</p> <p>(略)</p>

10 政策評価の実施体制に関する事項

(同右)

また、金融庁内に、金融庁における政策評価の円滑かつ的確な実施を確保するため、政策評価会議を設け、政策評価の在り方及びその運営について検討し、総合的な観点から調整を行うこととする。

(1) 政策評価担当組織

(同右)

(2) 政策所管部局

(同右)

また、政策所管部局の調整担当課（総務企画局総務課、検査

10 政策評価の実施体制に関する事項

金融庁における政策評価は、政策評価の総括事務を担当する政策評価担当組織、政策所管部局及び調整部局が、適切な役割分担をすることにより実施するものとする。

政策評価の実施に当たっては、政策評価担当組織の総括の下に、政策所管部局がその所管する政策について自ら政策評価を行うことを原則とし、評価結果については関連する部局に連絡することにより、金融庁全体としての政策の企画立案機能の強化を図る。

(新設)

(1) 政策評価担当組織

(略)

(2) 政策所管部局

政策所管部局の役割は、次のとおりとする。なお、所管する政策が複数の部局にまたがる場合においては、当該政策の主管課等が関係する課等と協議して取りまとめを行い、政策所管部局としての役割を担うものとする。

政策評価の実施（目標の設定、達成度の測定、評価の実施等）

政策評価の結果の政策への反映

所管政策の政策評価の手法（評価の定量化等）の研究開発

局総務課及び監督局総務課をいう。ただし、総務企画局企画課、市場課及び信用課の所管する政策については企画課とする。また、委員会事務局にあつては総務検査課とする。）は、上記及び に際して部局内の審査及び取りまとめを行うものとする。

(3) 調整部局

(略)

(新設)

(3) 調整部局

(略)